

仙台市「介護予防・生活支援サービス事業」の基準・報酬等（案）

【訪問型サービス】

	現行の訪問介護相当のサービス	緩和した基準によるサービス	短期集中型介護予防サービス（訪問型）																														
国ガイドラインでの類型	現行の訪問介護相当のサービス	緩和した基準によるサービス（訪問型サービスA）	短期集中予防サービス（訪問型サービスC）																														
利用者	「要支援1、2の認定を受けている者」または「豊齢力（基本）チェックリスト該当者」で （1）利用者本人が何らかの支援を得なければ日常生活を営むことができない場合 （2）利用者本人が単身または、家族が障害・疾病などのため利用者への介護や支援ができない場合 上記（1）かつ（2）の条件を満たし、その上で、『利用者本人や家族が家事等を行うことができない。』 ことを満たしていること（本人の希望のみによって利用することは不可。利用者本人が、支援を要する状態が解消された場合や、同居家族による家事等が行える状況に回復した場合、当該生活援助の提供は終了する）		「要支援1、2の認定を受けている者」または「豊齢力（基本）チェックリスト該当者」で、 訪問による相談・指導が必要な者（抑うつ、閉じこもりの者等）																														
事業主体	本市の指定を受けた事業者		専門職への委嘱または市職員																														
サービス内容	現行の介護予防訪問介護同様に、有資格者による身体介護と生活援助 ※国通知（老計第10号）に定める訪問介護の具体的な行為*の範囲内	基本的に生活援助に限定。（国通知（老計第10号）に定める訪問介護の具体的な行為*の範囲内のみ） ただし、一部身体介護の提供も可能。	指導員（保健師、看護師、栄養士、歯科衛生士、リハビリテーション専門職（理学療法士等））が自宅を訪問し、生活の状況を踏まえながら、運動・栄養・口腔などの介護予防に関する助言を個別に実施																														
サービス利用回数	現行に同じ	1回1時間以内（週3回を限度とする） ※サービス事業対象者と要支援1は週2回までの利用に限定 ※週3回以上の利用は、要支援2の場合を想定	期間：3～6カ月																														
人員基準	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>必要な資格</th> <th>配置要件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>管理者</td> <td>なし</td> <td>常勤専従1（サービスの提供に支障がない場合のみ兼務可）</td> </tr> <tr> <td>従業者（訪問介護職員）</td> <td>○介護福祉士 ○介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者</td> <td>常勤換算2.5以上</td> </tr> <tr> <td>サービス提供責任者</td> <td>介護福祉士、その他厚生労働大臣が定める者</td> <td>常勤換算2.5以上</td> </tr> <tr> <td>訪問事業責任者</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>		必要な資格	配置要件	管理者	なし	常勤専従1（サービスの提供に支障がない場合のみ兼務可）	従業者（訪問介護職員）	○介護福祉士 ○介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者	常勤換算2.5以上	サービス提供責任者	介護福祉士、その他厚生労働大臣が定める者	常勤換算2.5以上	訪問事業責任者	—	—	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>必要な資格</th> <th>配置要件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>管理者</td> <td>なし（注1）</td> <td>専従1（常勤の必要はなく、サービスの提供に支障がない場合に限り兼務可）</td> </tr> <tr> <td>従業者（訪問介護職員）</td> <td>●身体介護を提供する場合 ○介護福祉士 ○介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者 ●生活援助のみを提供する場合 ○市が実施する旧ヘルパー3級に準ずる（身体介護に関する項目は除く）研修修了者 ※生活援助のみを提供する従業者は、資格をもたない地域の高齢者等を新たに雇用することも可能</td> <td>必要数（常勤換算2.5以上を標準）</td> </tr> <tr> <td>サービス提供責任者</td> <td>不要</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>訪問事業責任者</td> <td>なし（従業者の中で有資格者がいた場合は、その者が就くことを基本とする） （注1）無資格者で個別計画の作成に当たる場合は、市が実施する研修修了者</td> <td>従業者の中から1以上必要数配置する（管理者との兼務は好ましくない）</td> </tr> </tbody> </table>		必要な資格	配置要件	管理者	なし（注1）	専従1（常勤の必要はなく、サービスの提供に支障がない場合に限り兼務可）	従業者（訪問介護職員）	●身体介護を提供する場合 ○介護福祉士 ○介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者 ●生活援助のみを提供する場合 ○市が実施する旧ヘルパー3級に準ずる（身体介護に関する項目は除く）研修修了者 ※生活援助のみを提供する従業者は、資格をもたない地域の高齢者等を新たに雇用することも可能	必要数（常勤換算2.5以上を標準）	サービス提供責任者	不要	—	訪問事業責任者	なし（従業者の中で有資格者がいた場合は、その者が就くことを基本とする） （注1）無資格者で個別計画の作成に当たる場合は、市が実施する研修修了者	従業者の中から1以上必要数配置する（管理者との兼務は好ましくない）	指導内容により、保健師、看護師、栄養士、歯科衛生士、リハビリテーション専門職（理学療法士等）等が訪問
	必要な資格	配置要件																															
管理者	なし	常勤専従1（サービスの提供に支障がない場合のみ兼務可）																															
従業者（訪問介護職員）	○介護福祉士 ○介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者	常勤換算2.5以上																															
サービス提供責任者	介護福祉士、その他厚生労働大臣が定める者	常勤換算2.5以上																															
訪問事業責任者	—	—																															
	必要な資格	配置要件																															
管理者	なし（注1）	専従1（常勤の必要はなく、サービスの提供に支障がない場合に限り兼務可）																															
従業者（訪問介護職員）	●身体介護を提供する場合 ○介護福祉士 ○介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者 ●生活援助のみを提供する場合 ○市が実施する旧ヘルパー3級に準ずる（身体介護に関する項目は除く）研修修了者 ※生活援助のみを提供する従業者は、資格をもたない地域の高齢者等を新たに雇用することも可能	必要数（常勤換算2.5以上を標準）																															
サービス提供責任者	不要	—																															
訪問事業責任者	なし（従業者の中で有資格者がいた場合は、その者が就くことを基本とする） （注1）無資格者で個別計画の作成に当たる場合は、市が実施する研修修了者	従業者の中から1以上必要数配置する（管理者との兼務は好ましくない）																															
設備基準	現行に同じ	○サービスを提供するために必要な場所、設備、備品等	—																														
報酬等	※資料2別紙参照		—																														
利用者負担	現行の保険給付での利用者負担割合と同じ（1割または2割）		無																														
事業者の指定／補助	事業者指定		専門職委嘱																														
ケアマネジメント	ケアプランを作成、モニタリングを実施																																
サービス利用限度額	要支援2	10,473単位	—																														
	要支援1	5,003単位																															
	サービス事業対象者	要支援1と同じ																															

* 国通知（老計第10号）で定める訪問介護の具体的な行為

身体介護	○サービス準備・記録等 ○排泄・食事介助	○清拭、入浴、身体整容 ○体位変換、移動・移乗介助、外出介助	○起床及び就寝介助 ○服薬介助	○自立生活支援のための見守り 的援助
生活援助	○サービス準備等 ○掃除	○洗濯 ○ベッドメイク	○衣類の整理・被服の補修 ○一般的な調理、配下膳	○買い物・薬の受け取り

【通所型サービス】

	現行の通所介護相当のサービス	緩和した基準によるサービス	短期集中型介護予防サービス (元気応援教室)																																								
国ガイドラインでの類型	現行の通所介護相当のサービス	緩和した基準によるサービス (通所型サービスA)	短期集中予防サービス (通所型サービスC)																																								
利用者	「要支援1、2の認定を受けている者」または「豊齢力(基本)チェックリスト該当者」のうち利用者本人が何らかの支援を得なければ日常生活を営むことができない場合で、サービスの提供により自立を促せる状態にある者		「要支援1、2の認定を受けている者」または「豊齢力(基本)チェックリスト該当者」で、身体機能の改善および買い物や掃除などの生活行為の改善が見込めると判断した者																																								
事業主体	本市の指定を受けた事業者 (現行の介護予防通所介護事業所の他、フィットネスクラブ、スイミングスクール等新規事業所)		本市の委託を受けた事業者 介護老人保健施設、医療機関、介護予防通所介護事業所、フィットネスクラブなど																																								
サービス内容	現行の介護予防通所介護同様に、生活機能の向上のための機能訓練等を提供する	介護予防に関する講話やセミナー、ミニデイサービス、レクリエーション、軽運動等、教養講座、趣味活動、地域活動等	生活機能を改善するための個別の目標に向け、運動器・口腔器の機能向上や栄養改善等の複合プログラムに加え、訪問も組み合わせた専門職による短期集中的なサービス																																								
サービス利用回数	現行に同じ	1回2～3時間程度(週2回を限度) ※サービス事業対象者と要支援1は週1回の利用に限定 ※週2回の利用は、要支援2の場合を想定	期間：3カ月、複合プログラム 1回2時間程度、週2回を限度																																								
人員基準	<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th></th> <th>配置要件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>管理者</td> <td>常勤専従1 (支障がない場合のみ兼務可)</td> </tr> <tr> <td>生活相談員</td> <td>専従1以上</td> </tr> <tr> <td>看護職員</td> <td>専従1以上</td> </tr> <tr> <td>従事者(介護職員)</td> <td>利用者が15人まで 専従1以上 利用者が15人以上 専従1+必要数(15人を超える利用者1人当たり0.2人)</td> </tr> <tr> <td>機能訓練指導員</td> <td>1以上 (支障がない場合のみ兼務可)</td> </tr> <tr> <td>管理栄養士等</td> <td>1以上 (支障がない場合のみ兼務可)</td> </tr> </tbody> </table>		配置要件	管理者	常勤専従1 (支障がない場合のみ兼務可)	生活相談員	専従1以上	看護職員	専従1以上	従事者(介護職員)	利用者が15人まで 専従1以上 利用者が15人以上 専従1+必要数(15人を超える利用者1人当たり0.2人)	機能訓練指導員	1以上 (支障がない場合のみ兼務可)	管理栄養士等	1以上 (支障がない場合のみ兼務可)	<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th></th> <th>配置要件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>管理者</td> <td>専従1 (常勤の必要はなく、兼務可)</td> </tr> <tr> <td>生活相談員</td> <td>必要数(任意配置)</td> </tr> <tr> <td>看護職員</td> <td>必要数(任意配置)</td> </tr> <tr> <td>従事者(介護職員)</td> <td>利用者が15人まで 専従1以上 利用者が15人以上 専従1+必要数(15人を超える利用者1人当たり0.2人)</td> </tr> <tr> <td>機能訓練指導員</td> <td>必要数(自らが提供するサービスの種類により適宜配置する。)</td> </tr> <tr> <td>管理栄養士等</td> <td>必要数(任意配置)</td> </tr> </tbody> </table>		配置要件	管理者	専従1 (常勤の必要はなく、兼務可)	生活相談員	必要数(任意配置)	看護職員	必要数(任意配置)	従事者(介護職員)	利用者が15人まで 専従1以上 利用者が15人以上 専従1+必要数(15人を超える利用者1人当たり0.2人)	機能訓練指導員	必要数(自らが提供するサービスの種類により適宜配置する。)	管理栄養士等	必要数(任意配置)	<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th></th> <th>配置要件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>機能訓練指導員</td> <td>1以上</td> </tr> <tr> <td>看護職員</td> <td>1以上 機能訓練指導員と兼務可</td> </tr> <tr> <td>経験のある介護職員または、機能訓練指導員</td> <td>●利用者10人まで1 ●利用者11～15人まで2 ●利用者15人以上3</td> </tr> <tr> <td>管理栄養士等</td> <td>必要数(任意配置)</td> </tr> <tr> <td>歯科衛生士等</td> <td>必要数(任意配置)</td> </tr> </tbody> </table>		配置要件	機能訓練指導員	1以上	看護職員	1以上 機能訓練指導員と兼務可	経験のある介護職員または、機能訓練指導員	●利用者10人まで1 ●利用者11～15人まで2 ●利用者15人以上3	管理栄養士等	必要数(任意配置)	歯科衛生士等	必要数(任意配置)
	配置要件																																										
管理者	常勤専従1 (支障がない場合のみ兼務可)																																										
生活相談員	専従1以上																																										
看護職員	専従1以上																																										
従事者(介護職員)	利用者が15人まで 専従1以上 利用者が15人以上 専従1+必要数(15人を超える利用者1人当たり0.2人)																																										
機能訓練指導員	1以上 (支障がない場合のみ兼務可)																																										
管理栄養士等	1以上 (支障がない場合のみ兼務可)																																										
	配置要件																																										
管理者	専従1 (常勤の必要はなく、兼務可)																																										
生活相談員	必要数(任意配置)																																										
看護職員	必要数(任意配置)																																										
従事者(介護職員)	利用者が15人まで 専従1以上 利用者が15人以上 専従1+必要数(15人を超える利用者1人当たり0.2人)																																										
機能訓練指導員	必要数(自らが提供するサービスの種類により適宜配置する。)																																										
管理栄養士等	必要数(任意配置)																																										
	配置要件																																										
機能訓練指導員	1以上																																										
看護職員	1以上 機能訓練指導員と兼務可																																										
経験のある介護職員または、機能訓練指導員	●利用者10人まで1 ●利用者11～15人まで2 ●利用者15人以上3																																										
管理栄養士等	必要数(任意配置)																																										
歯科衛生士等	必要数(任意配置)																																										
設備基準	現行に同じ	○サービスを提供するために必要な場所(利用定員×2.5㎡で得た面積以上を基本) ○サービスを提供するために必要な設備及び備品。 ○消火設備その他非常災害に必要な設備。	○サービスを提供するために必要な場所(利用定員×3.0㎡で得た面積以上を基本) ○サービスを提供するために必要な設備及び備品 ○消火設備その他非常災害に必要な設備																																								
報酬等	※別紙2別紙参照																																										
利用者負担	現行の保険給付での利用者負担割合と同じ(1割または2割)		利用者負担なし ※必要に応じて実費負担あり(テキスト代等)																																								
事業者の指定/補助	事業者指定		事業者委託																																								
ケアマネジメント	ケアプランを作成、モニタリングを実施																																										
サービス利用限度額	要支援2 10,473単位 要支援1 5,003単位 サービス事業対象者 要支援1と同じ		無 現行の通所介護相当のサービス、緩和した基準によるサービス(通所型サービスA)のサービスとの併用はできない																																								

仙台市 介護予防・生活支援サービス事業の報酬等基準（案）

現行相当・緩和した基準によるサービス【訪問型サービス】

	現行の訪問介護相当のサービス	緩和した基準によるサービス	
地域区分	現行と同じ区分 6級地（10.42円）		
報酬に対する基本的な考え方	現行の報酬基準と同じ	現行の介護予防訪問介護の8割相当 （身体介護を伴う場合は9割相当）	
基本報酬	週1回程度 1,168単位/月 週2回程度 2,335単位/月 週2回を超える程度 3,704単位/月 *サービス事業対象者が「現行の訪問介護相当サービス」を利用する場合は、「要支援区分と同程度の状態像」とであると認められた者に限る。	<生活援助のみ>※1 【週1回の計画の場合】 936単位/月 234単位/回（月4回上限） 【週2回の計画の場合】 1,872単位/月 234単位/回（月8回上限） <身体介護が伴う>※1 【週1回の計画の場合】 1,052単位/月 263単位/回（月4回上限） 【週2回の計画の場合】 2,104単位/月 263単位/回（月8回上限） 【週3回の計画の場合】※1 3,156単位/月 263単位/回（月12回上限）	
加算※1	初回加算	200単位/月	—
	生活機能向上連携加算	100単位/月	—
	介護職員処遇改善加算	介護職員処遇改善加算（Ⅰ） 所定単位×86/1000 介護職員処遇改善加算（Ⅱ） 所定単位×48/1000 介護職員処遇改善加算（Ⅲ） （Ⅱ）の90/100 介護職員処遇改善加算（Ⅳ） （Ⅱ）の80/100	—
	特別地域加算	+ 15/100	—
	中山間地域等における小規模事業所加算	+ 10/100	—
	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	+ 5/100	—
	減算※1	介護職員初任者研修課程修了者であるサービス提供責任者を配置している場合 × 70/100 事業所と同一建物及びそれ以外の同一建物利用者が20人以上にサービスを提供する場合 × 90/100	—
独自加算※2	事業所等連携加算	—	100単位/月
	軽度化加算	—	300単位
	自立化加算	—	500単位

【緩和した基準によるサービスの報酬に関する基本的な考え方】

※1 基本報酬は、月額での算定を基本とし、1月のサービス提供数が所定数に満たない場合には回数での報酬を算定する。各種加算や減算については、現行の報酬基準を基本とするが、サービス提供責任者を配置しないことから、サービス提供責任者の配置に関わる加算や減算は適用しない。また、基本報酬を減額していることを踏まえ、同一建物等減算も適用しない。「緩和した基準によるサービス」を週3回利用できる者は、「要支援2」の認定を受けた者と、「要支援2と同程度の状態像」とであると認められた者に限る。

※2 独自の加算として、「事業所等連携加算（地域包括支援センター、訪問リハビリテーション、通所介護、通所リハビリテーション等の事業所との連携を定期的実施した場合を評価）」、「軽度化加算（利用者が要支援2から要支援1、サービス事業対象者になった場合を評価）」、「自立化加算（利用者が要支援から非該当になった場合を評価）」を創設する。

仙台市 介護予防・生活支援サービス事業の報酬等基準（案）

現行相当・緩和した基準によるサービス【通所型サービス】

		現行の通所介護相当のサービス	緩和した基準によるサービス	
地域区分		現行と同じ区分 6級地（10,27円）		
報酬に対する基本的な考え方		現行の報酬基準と同じ	現行の介護予防通所介護の8割相当 （専門的なサービスを提供する場合は9割相当）	
基本報酬		要支援1 1,647単位/月 要支援2 3,377単位/月 *サービス事業対象者が「現行の通所介護相当サービス」を利用する場合は、「要支援区分と同程度の状態像」と認められた者に限る。	<専門的なサービス提供なし>*1（利用は週1回のみとする） 1,320単位/月 330単位/回（月4回上限） <専門的なサービス提供あり>*1 【週1回の計画の場合】 1,484単位/月 371単位/回（月4回上限） 【週2回の計画の場合】*1 2,968単位/月 371単位/回（月8回上限）	
加算※1	生活機能向上グループ活動加算	100単位/月		
	運動器機能向上加算	225単位/月		
	栄養改善加算	150単位/月		
	口腔機能向上加算	150単位/月		
	選択的サービス複数実施加算	選択的サービス複数実施加算（Ⅰ）	運動器機能向上+栄養改善	480単位/月
			運動器機能向上+口腔機能向上	480単位/月
			栄養改善+口腔機能向上	480単位/月
	選択的サービス複数実施加算（Ⅱ）	運動器機能向上+栄養改善+口腔機能向上	700単位/月	—
		事業所評価加算	120単位/月	—
	サービス提供強化加算	サービス事業対象者・要支援1		要支援2
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）イ		72単位/月	144単位/月	
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）ロ		48単位/月	96単位/月	
サービス提供体制強化加算（Ⅱ）		24単位/月	48単位/月	
介護職員処遇改善加算	介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	所定単位×40/1000		
	介護職員処遇改善加算（Ⅱ）	所定単位×22/1000		
	介護職員処遇改善加算（Ⅲ）	（Ⅱ）の90/100		
	介護職員処遇改善加算（Ⅳ）	（Ⅱ）の80/100		
中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	+ 5/100			
若年性認知症利用者受入加算	240単位/月			
減算※2	事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に提供する場合	要支援1 Δ376単位/月 要支援2 Δ752単位/月	—	
	人員欠如	× 70/100	—	
	定員超過	× 70/100	—	
独自加算※3	事業所等連携加算	100単位/月		
	軽度化加算	300単位		
	自立化加算	500単位		

【緩和した基準によるサービスの報酬に関する基本的な考え方】

- ※1 基本報酬は、月額での算定を基本とし、1月のサービス提供数が所定数に満たない場合には回数での報酬を算定する。各種加算については、現行の報酬基準を基本とするが、人員基準等を緩和していることから、選択的サービス複数実施加算は適用しない。「緩和した基準によるサービス」の「専門的なサービス提供あり」の「週2回」を利用できる者は、「要支援2」の認定を受けた者と、「要支援2と同程度の状態像」と認められた者に限る。
- ※2 各種減算については、基本報酬が減額されていることや人員基準・運営基準が緩和されていることを踏まえ、適用しない。
- ※3 独自加算として、「事業所等連携加算（地域包括支援センター、訪問リハビリテーション、通所介護、通所リハビリテーション等の事業所との連携を定期的実施した場合を評価）」、「軽度化加算（利用者が要支援2から要支援1、サービス事業対象者になった場合を評価）」、「自立化加算（利用者が要支援から非該当になった場合を評価）」を創設する。

仙台市 介護予防・生活支援サービス事業の報酬等基準（案）

短期集中型介護予防サービス（元気応援教室）【通所型サービス】

1 委託料の上限額について

委託料の上限額は、実施回数及び参加者数に応じて、下記のとおりとする。

参加者数 (運動)	20回（週2回）/クール	12回（週1回）/クール
10人以下	基本委託料：756,000円 (実績加算最大：100,000円) (訪問指導加算最大：130,000円)	基本委託料：490,000円 (実績加算最大：60,000円) (訪問指導加算最大：130,000円)
11～15人	基本委託料：868,000円 (実績加算最大：150,000円) (訪問指導加算最大：195,000円)	基本委託料：566,000円 (実績加算最大：90,000円) (訪問指導加算最大：195,000円)
16～20人	基本委託料：1,003,000円 (実績加算最大：200,000円) (訪問指導加算最大：260,000円)	基本委託料：655,000円 (実績加算最大：120,000円) (訪問指導加算最大：260,000円)

※上記委託料は1クール毎の金額である。（年間3クール実施）

※消費税及び地方消費税を含む。

※実績加算については、1人1回参加につき500円を加算する。

※訪問指導加算については、1人あたりの訪問回数を2回までとし、訪問1回1時間程度につき6,500円を加算する

2 委託料の内訳

委託料の内訳は、人件費及び物件費（備品費、消耗品費、保険料、通信費、会場使用料、光熱水費、送迎費等）とする。なお、備品費及び消耗品費については、事業の実施に際し必須であるものを購入するためのものであり、他の事業への転用は原則として認めない。金額は、1点あたり20,000円を上限とする。

3 参加者からの実費徴収

事業実施において、参加者から実費徴収する場合は、参加者の所有に帰するものについて、1回あたり300円の範囲内で認めるものとする。具体的な例としては、運動器の機能向上プログラムにおけるセラバンドや教材等の実費負担としての徴収が考えられる。